

日医発第33号（保15）
令和3年4月9日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長
中川俊男
(公印省略)

検査料の点数の取扱いについて

新たな臨床検査1件（E3（新項目））が保険適用され、それに伴い、今般、厚生労働省保険局医療課長から添付資料1のとおり取り扱う通知が示され、令和3年4月1日から適用となりました。

本通知の内容について、本会において添付資料2のとおり整理いたしましたので、貴会会員に周知くださるようお願い申し上げます。

本件につきましては、日本医師会雑誌6月号に掲載を予定しております。また、日本医師会ホームページのメンバーズルーム中、医療保険の「新たに保険適用が認められた検査・医療機器等」に掲載いたします。

(添付資料)

1. 検査料の点数の取扱いについて
(令3.3.31 保医発0331 第4号 厚生労働省保険局医療課長)
2. 新たに保険適用が認められた検査（日本医師会医療保険課）

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長

殿

厚生労働省保険局医療課長
（ 公 印 省 略 ）

厚生労働省保険局歯科医療管理官
（ 公 印 省 略 ）

検査料の点数の取扱いについて

標記について、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（令和 2 年 3 月 5 日付け保医発 0305 第 1 号）を下記のとおり改正し、令和 3 年 4 月 1 日から適用するので、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底をお願いいたします。

記

別添 1 第 2 章第 3 部第 1 節第 1 款 D 0 0 9 に次を加える。

(24) 組織因子経路インヒビター 2 (TFPI 2)

ア 組織因子経路インヒビター 2 (TFPI 2) は、区分番号「D 0 0 9」腫瘍マーカーの「23」CA 602 の所定点数を準用して算定する。

イ 本検査は、E I A 法により測定した場合に算定できる。

ウ 本検査は、区分番号「D 0 0 9」腫瘍マーカーの注 1 及び注 2 の規定に準ずる。

(参考：新旧対照表)

◎「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(令和2年3月5日付け保医発0305第1号)

改正後	現 行
<p>別添1</p> <p>医科診療報酬点数表に関する事項</p> <p>第1章 (略)</p> <p>第2章 特掲診療料</p> <p>第1部・第2部 (略)</p> <p>第3部 検査</p> <p>第1節 検体検査料</p> <p>第1款 検体検査実施料</p> <p>D000～D008 (略)</p> <p>D009 腫瘍マーカー</p> <p>(1)～(23) (略)</p> <p><u>(24) 組織因子経路インヒビター2 (TFPI2)</u></p> <p><u>ア 組織因子経路インヒビター2 (TFPI2) は、区分番号「D009」腫瘍マーカーの「23」CA602の所定点数を準用して算定する。</u></p> <p><u>イ 本検査は、EIA法により測定した場合に算定できる。</u></p> <p><u>ウ 本検査は、区分番号「D009」腫瘍マーカーの注1及び注2の規定に準ずる。</u></p>	<p>別添1</p> <p>医科診療報酬点数表に関する事項</p> <p>第1章 (略)</p> <p>第2章 特掲診療料</p> <p>第1部・第2部 (略)</p> <p>第3部 検査</p> <p>第1節 検体検査料</p> <p>第1款 検体検査実施料</p> <p>D000～D008 (略)</p> <p>D009 腫瘍マーカー</p> <p>(1)～(23) (略)</p> <p>(新設)</p>

新たに保険適用が認められた検査

令和3年3月31日 保医発 0331 第4号 (令和3年4月1日適用)

No.1

測定項目	組織因子経路インヒビター2 (TFPI2)
販売名	Eテスト「TOSOH」II (TFPI2)
区分	E3 (新項目)
測定方法	EIA 法
主な測定目的	血清中の TFPI2 の測定 (卵巣癌の診断の補助)
点数	D009 腫瘍マーカー 23 CA602 190点
関連する 留意事項の 改正	<p>※「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(令和2年3月5日付け保医発0305第1号)の別添1(医科診療報酬点数表に関する事項)の第2章(特掲診療料)を次のように改める。(変更箇所下線部)</p> <p>第3部 検査 第1節 検体検査料 第1款 検体検査実施料 D009 腫瘍マーカー (1)~(23) (略)</p> <p><u>(24) 組織因子経路インヒビター2 (TFPI2)</u> <u>ア 組織因子経路インヒビター2 (TFPI2) は、区分番号「D009」腫瘍マーカーの「23」CA602 の所定点数を準用して算定する。</u> <u>イ 本検査は、EIA法により測定した場合に算定できる。</u> <u>ウ 本検査は、区分番号「D009」腫瘍マーカーの注1及び注2の規定に準ずる。</u></p>

(日本医師会医療保険課)